

平成 28 年度

視察研修報告書綴

研修日 平成 29 年 1 月 17 日 (火)

視察研修地 鹿児島県南大隅町

研修日 平成 29 年 1 月 18 日 (水)

視察研修地 熊本県あさぎり町

基山町議会

議会運営委員会

基山町議会

議長 鳥飼勝美様

議会運営委員会

委員長 品川義則

行政視察報告

本委員会は、行政視察を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

1 視察日程

平成29年1月17日（火）～1月18日（水）

2 視察先・目的

（1）鹿児島県南大隅町議会

- ・通年の会期制について
- ・議会報告会について

（2）熊本県あさぎり町議会

- ・通年の会期制について
- ・議会報告会について

3 視察内容

別紙報告書のとおり

4 視察参加者

| | |
|------|-------|
| 委員長 | 品川義則 |
| 副委員長 | 松石信男 |
| 委員 | 重松一徳 |
| 委員 | 河野保久 |
| 委員 | 木村照夫 |
| 委員 | 久保山義明 |

平成28年度議会運営委員会視察報告書

1. 視察日程

平成29年1月17日（火）～18日（水）

2. 視察先及び目的

（1）鹿児島県肝属郡南大隅町議会

ア 通年の会期制について

イ 議会報告会について

（2）熊本県球磨郡あさぎり町議会

ア 通年の会期制について

イ 議会報告会について

3. 視察参加者

委員長 品川 義則

副委員長 松石 信男

委員 重松 一徳

委員 河野 保久

委員 木村 照夫

委員 久保山 義明

同行 鳥飼 勝美（町議会議長）

随 行 鶴田 勝美（町議会事務局長）

1日目 1月17日（火）

鹿児島県南大隅町

◎南大隅町の概要

（1）人 口 7, 757人（平成29年1月1日現在）

（2）世帯数 4, 134世帯（平成29年1月1日現在）

（3）面 積 213.61km²

（4）概 要

南大隅町は平成17年3月31日、平成の大合併により、「根占町」「佐多町」の2町が合併して「南大隅町」が設置された。鹿児島県本土最南端の佐多岬を有し大隅海峡を流れる黒潮の影響もあるため、高温多湿の気候条件にあり九州本土としては非常に珍しい亜熱帯性の豊かな自然があるこ

とから、霧島錦江湾国立公園、大隅南部県立自然公園の指定を受けている。町は農業・畜産業・水産業を基幹産業としているが、町土の81%以上が森林面積という特異性から、必然的に土地利用の制約を受け施設園芸は伸びてはいるが、家族経営小規模農家が多い。畜産業においては多頭飼育農家で最近の価格高を受けて好調が継続し後継者の育成も順調である。水産業は近年養殖漁業が活気を見せ始め若年就業者も現れている。

「通年の会期制」「議会報告会」に関する調査・研究

◎視察目的

議会基本条例制定に向けて、通年の会期制、議会報告会等を調査・研究するために平成24年9月に議会基本条例を制定し同12月には議会定例会の招集時期に関する規定及び通年議会実施要項を制定された南大隅町議会の議会運営について調査研究を行う。

◎視察先対応者

| | | |
|--------|---------|----------|
| 南大隅町議会 | 議長 | 大村 明雄 氏 |
| | 議会運営委員長 | 持留 秋男 氏 |
| | 副委員長 | 大久保孝司 氏 |
| | 委員 | 川原 拓郎 氏 |
| | 委員 | 井之上 一弘 氏 |
| | 委員 | 浪瀬 敦郎 氏 |
| | 議会事務局長 | 濱川 和弘 氏 |
| | 書記 | 持留 明広 氏 |
| | 書記 | 立神 久仁子 氏 |

◎視察訪問先

南大隅町議会

◎概要

議会報告会について

- ・平成23年6月定例会において議会基本条例等調査特別委員会を設置。
- ・さつま町、御船町、霧島市を視察し基本条例・議会報告会等を調査研究する。
- ・翌年4～5月に「議員定数」・「小学校統合跡地」などについて議会報告会を開催して13会場199名の参加があった。また小委員会を設置し

- 条例案を協議しながら、岡山県美咲町の取り組みについて視察を行う。
- ・平成24年9月に議会基本条例を制定、議員定数条例改正、定例会回数に関する条例改正、委員会条例改正を行う。
 - ・第2回を平成25年5月に議会報告会を開催14会場201名参加。
 - ・第3会を平成26年4月～5月にかけて14会場142名参加。
 - ・第4、5回は町長が同時期に車座方式の予算説明・懇談会を開催のため、9月に自治会連絡協議会理事との報告会の変更したが町民からの意見等はなかった。
 - ・毎回、議会報告会を終えて町長・教育長に対する意見・要望等を提出し回答を議会広報に掲載している。

通年の会期制について

| 項目 | 条例上の定例会 ○回数 1回 ○開催月 4月 | 議会運営 | 年間会議 | 委員会活動 所管事務調査 委員会付託 |
|-----|---|----------------|---------------------|--|
| 4月 | ◎招集告示(4月招集) ◎開会 ↓ ◎会期の決定 (会期:3月31日まで招集日からの日数365日以内) ↓ ※再開と休会により通年議会が開催されるシステム | 招集・開会・会期決定・散会 | 会議規則に基づき必要に応じて議長が開く | ① 定例会の会期中であることから、いつでも委員会を開催できる。 ② 閉会中ではないので所管にかかわる事務事業は全て活動の対象に出来る。 |
| 5月 | | 休会 | | |
| 6月 | | 再開・本会議・一般質問・散会 | | |
| 7月 | | 休会 | | |
| 8月 | | 休会 | | |
| 9月 | | 再開・本会議・一般質問・散会 | | |
| 10月 | | 休会 | | |
| 11月 | | 休会 | | |
| 12月 | | 再開・本会議・一般質問・散会 | | |
| 1月 | | 休会 | | |
| 2月 | | 休会 | | |
| 3月 | | 再開・本会議・一般質問・散会 | | |

通年の会期制について

1) メリット

(1) 年間を通じてほとんど開会していること（会期中であること）から、招集手続きを経ずに議長の判断で随時本会議を開くことが出来るなど、機動的、弾力的な議会運営が可能である。

- ① 災害等の突発的な事件や緊急の行政課題等が発生した場合、議長の権限で速やかに本会議を開催し対応できる。
- ② 随時、委員会の所管事項や陳情などの調査・審査ができる為、時期を逸せずそれらを行うことが可となり、委員会活動を充実させることが出来る。
- ③ 閉会中の期間が極めて短くなるため、専決処分がほとんどなくなり、議会で審議することが可能になる。

(2) 審議・審査時間を十分に確保することが出来る。

- ① 委員会の開催を柔軟に行えることから、議員討議など議論を行う機会を確保でき、議案の修正や議員提案議案などの政策立案・提言等を行うことが出来る。
- ② 委員会において、利害関係人や学識経験者などから意見を聴取する参考人制度の活用が容易になる。
- ③ 委員会において、手続きに時間を要する公聴会制度を活用して町民等の意見を聞くことが容易になる。

(3) 基本的に議案の提出、受理等を行える期間の制限がなくなる。

- ① 現行の4定例会制に比べ、次の議会の招集を待たずに議案を提出できるようになり、請負契約締結議案等の早期議決、早期執行が可能になる。
- ② 意見書案、決議案等の時宜にあった提出や議決が可能になる。

2) デメリット

(1) 本会議、委員会等の開催回数が多くなる。

- ① 開催経費が増加するおそれがある。
- ② 議会対応に当たる執行部の行政能率に影響を及ぼすおそれがある。

(2) 年間を通じて開会している。

- ① 一事不再議の原則により、会期中に議決して事件と同一の事件を提出できない期間が長くなる。
- ② 会議録の調整・配布を一定期間ごとに行う検討が必要。
- ③ 定例会の節目がほとんどなくなり、メリハリや緊張感がなくなるおそれがある。

◎主な質疑応答

○通年の会期制について

- Q 一般質問の取り扱いはどうなっているのか。
- A 通常時は条例上の定例会の6月、9月、12月、3月に行っている。緊急時には、事前通告を受けて議運に諮り緊急質問という形で災害発生時に行ったことがある。
- Q 専決処分の事例はどのような事柄ですか
- A 平成24年12月に町長の専決処分事項の指定についてとして、一件50万円以内において、法律上町の義務に属する損害賠償の額を定めること。既設条例の趣旨に変更を及ぼさない程度において、引用法令の改廃に伴う当該法令の題名、条項若しくは用語に係る規定の改正又は字句の修正をすること。会計年度末における日切れ扱いの地方税法の改正必要な条例の改正を行うこと。災害及び突発的な事故により、応急に必要となる維持補修及び工事に関する歳入歳出予算の補正をすること等7項目告示している。
- Q 通年議会を導入したメリットの事例はありますか。
- A 委員会活動を常時行えるので、町民からの所管課題解決に早急に取り組めたことがあった。県立南大隅高校生徒寮舎建設に土地購入契約、工事請負契約時に本会議を速やかに開催し早期にできたことは、町民・執行部側にとってのメリットといえる。また、去年は補正予算が16号まででたので、これも執行部側にとってのメリットといえるのではないかと。
- Q 事務局の事務作業の増減はどうですか。
- A 他町と比較すると多くなっていると感じている。
- Q 議会報告会の開催方法を全町民が対象から、自治会長会に変更したことに対して町民からの声は上がっていますか。
- A 議会報告会参加者が年々減少している中の変更なので、町民の要望陳情には通年議会制で早急に対応できているので特段そのような声は上がっていない。また、町民の行政や議会への関心が薄れているのではないかと議会の危機感もある。

2 日 目 1 月 1 8 日 (水)

熊本県あさぎり町

◎あさぎり町の概要

- (1) 人 口 15,888人 (平成29年1月1日現在)
- (2) 世帯数 5,894世帯 (平成29年1月1日現在)
- (3) 面 積 159.49km²
- (4) 概 要

あさぎり町は、平成15年4月1日に旧上村、旧免田町、旧岡原村、旧須恵村及び旧深田村の5か町村が合併して「あさぎり町」となっている。あさぎり町は熊本県の南部、球磨盆地の中央に位置し、日本3大急流のひとつ球磨川、国道219号、くまがわ鉄道が町の中央を東西に走っている。地目別土地面積では、山林66%、農地19%、宅地4%、で農林業が基幹産業となっている。

「通年の会期制」「議会報告会」に関する調査・研究

◎視察目的

議会基本条例制定に向けて、通年の会期制、議会報告会等を調査・研究するために、平成23年6月議会中継システムを整備、本会議中継・録画の映像配信を開始、翌月には第1回議会報告会を開催、通年議会を平成25年4月施行、同年7月に議会基本条例を制定、また、反問権制度も導入するなど様々な改革を進めているあさぎり町の議会運営について調査研究を行う。

◎視察先対応者

| | |
|-------------|----------|
| あさぎり町議会 議 長 | 山口 和幸 氏 |
| 議会運営委員長 | 小出 高明 氏 |
| 副委員長 | 皆越 てる子 氏 |
| 議会活性会委員長 | 小見田 和行 氏 |
| 議会事務局長 | 片山 守 氏 |

◎視察訪問先

あさぎり町議会

◎概要

議会改革の経過概要

- 1) 議員定数
 - ・平成15年4月1日、5町村合併により「あさぎり町」発足
 - ・平成16年5月合併特例法の定数54名を法定上限の22人に変更。
 - ・平成20年5月から議員定数を18人に変更。
 - ・平成24年から議員定数を16人に変更。
- 2) 各種審議会委員等へに就任
 - ・二元代表制による議会のあり方を重視し、町の政策決定過程の一部である各種付属機関委員等への議員の就任は、法廷のものを除き辞退を原則とする。
- 3) 議会報告会の実施
 - ・住民からの意見を幅広く聴取し議会活動に反映させるため、議会報告会の実施を決定し、平成23年7月5日に第一回を開催、その後内容の改善・充実を図りながら、年1回以上を基本に開催。また、各種団体との意見交換などについては先方からの申し入れを基本に積極的に実施。

議会報告会開催状況

| | 参加対象者 | 参加数 |
|--------|-------------------|------------|
| 平成23年度 | 区長会と意見交換会 | 45名 |
| 平成24年度 | 町 民（1ヶ所開催） | 15名 |
| 平成25年度 | 町民（5ヶ所に分割開催） | 94名 |
| 平成26年度 | 町民（5ヶ所に分割開催） | 80名 |
| 平成27年度 | 小中学校PTA役員と意見交換会 | 22名 |
| 平成28年度 | 商工会青年部・JA青壮年部・青年団 | 29年1月26日予定 |

- 4) 参考人等招致
 - ・平成23年度より予算措置（費用弁償）をおこない、議会活動の中で有効活用を図る。
- 5) 通年議会制度の導入
 - ・主導的・機動的な議会運営を図る見地から平成24年9月の地方自治法改正を受け制度を導入した。
- 6) 反問権制度導入
 - ・一般質問等での議論の深まり、活性化を図るため、反問権制度の導入を検討、論点・争点を明確にするために質問内容の確認はすでに認めていることから、当面、議長裁量で議事運営の中で対処することとした。

◎主な質疑応答

- Q 通年議会制度の導入のきっかけはどんなことですか。
- A 北海道栗山町へ議長会で研修を受け制度について研究を行ったことがきっかけだと思う。
- Q 定例会外の議会では本会議での審議の後委員会へ付託するのか。
- A 本会議制を選択しているので委員会に付託はしない。
- Q 議案の説明が定例会と違い少ないので審議時間は十分に取れるのか。
- A 全員協議会等で議案について説明をしているので審議は尽くされていると考える。
- Q 同意案件等が不採択となった場合の取扱はどうなっているのか。
- A 議案の内容を変更するか、人事案件については人物を変更する方式で行える。若しくは再議に付していくこともある。
- Q 通常では6月定例会で再提出は9月定例会になるが通年議会ではどうなるのか。
- A 6月定例会で不採択になれば、7月の議会で提出できる。
- Q 議会報告会を開催して参加者の評価はどうか。
- A 前回PTAの役員と意見交換という形で開催したときに、児童の保護者から、医療費の無料補助が現物支給から償還払いになった事で、会合の中で現物支給に戻してほしいとの要望が出たため、議会としてその後の政策的な議論に展開していった。
- Q 議会報告会をPTAや若手の3団体との会合であることに町民の中から意見は出ないのですか。
- A 今のところ出て来てはいないが、いろいろな世代の意見を聞くということが目的でやっている。とりあえず試行錯誤の途中であると認識している。